

【別紙1】

仕 様 書 (案)

- 1 目 的 アウトドアスポーツ（※）を生かした団体旅行商品による本県への誘客
(※) 本業務におけるアウトドアスポーツとは、青森県の海・山・川・湖などの自然環境下で、その地域ならではの景観・環境・文化に親しみながら体験が可能な、身体活動を伴うアクティビティとする。
- 2 業務名 アウトドアスポーツを生かした旅行商品創出及び販売実証業務
- 3 内 容
アウトドアスポーツを生かした本県への誘客を推進するため、以下の業務を行うこと。
 - (1) 「新たな旅行商品」の創出・造成について
 - ア アウトドアスポーツを生かした誘客・滞在及び消費促進に繋がる「新たな旅行商品」を創出・造成すること。本事業における「新たな旅行商品」とは、これまでにない場所やプログラムの活用などの新規性を想定するが、既存の旅行商品の一部に新たな要素を加えることも可とする。
 - イ 本業務におけるターゲットは主に首都圏地域在住者とする。
 - ウ 旅行商品創出の対象時期は、9月から11月の期間内とする。
 - エ 旅行商品は特定業者に権利が帰属するものとせず、広域的かつ継続的に本県の観光商品として使用できるものとする。
 - オ 原則として他の支援制度と併用しないこと。
 - カ 原則として本業務委託料を旅行代金に反映しないこと。企画創出にあたり魅力向上に資する消耗品・備品類の調達は本業務の予算内で行うこと。
 - (2) 造成された旅行商品の販売及びプロモーションについて
 - ア 造成する旅行商品は、設定日を3本以上定めるほか、半数以上の催行となるよう必要な広告宣伝を行うこと。
 - イ 販売期間は企画内容に合わせて、効果的に設定すること。
 - ウ ターゲットにリーチするために最適な広告媒体を選定し、販促展開すること。
 - エ プロモーション経費として、全国旅行雑誌カラー1ページ相当額を想定している。
 - (3) 旅行商品販売の効果検証及び報告書の作成について
 - ア 販売した旅行商品については、販売実証により利益確保や持続販売の見通しについて効果検証すること。
 - イ 効果検証は実施状況を含め報告書にまとめ青森県誘客交流課に提出すること。
- 4 履行期限 令和7年3月28日（金）
- 5 その他
 - (1) 業務の実施にあたっては青森県誘客交流課と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
 - (2) 仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、青森県誘客交流課との協議により決定するものとする。